

第 7 条 輸入穀類等検査要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（輸入検査の申請） 第 2 （略） <u>2 植物防疫官は、前項の申請書に輸出国の政府機関が発行する検査証明書又はその写しを添付させるものとし、必要と認める場合は、更に送り状、船荷証券、積荷目録又は航空貨物運送状等を添付させるものとする。</u> <u>3 一港検査方式を行う場合には、植物防疫官は、先港で卸下する穀類等を輸入した者（以下「輸入者」という。）又は輸入者から検査の申請、規則第 12 条の措置若しくは法第 9 条第 1 項の措置による消毒等の業務の委任を受けた者（以下「管理者」という。）に、当該先港に本船の入港後遅滞なく、当該穀類等に係る前項の検査申請書のほか、一港検査願（別記様式 1）、荷捌き計画書及び揚げ港別の本船積付け明細書を先港を担当する植物防疫所に提出させ、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者に、先港での検査の前に前項の検査申請書のほか一港検査願を、また、当該後港に本船が入港後遅滞なく荷捌き計画書を後港を担当する植物防疫所に提出させるものとする。</u> 後港を担当する植物防疫所は、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者から検査申請書及び一港検査願が提出されていることを先港を担当する植物防疫所に通報し、一港検査願の写しを送付する。 （検査の場所） 第 6 検査を行う場所は、当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 1 号の港の港域（港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）の別表の第 1 に掲げる港の区域をいう。）内又は当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 2 号及び第 3 号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第 5 ただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。	（輸入検査の申請） 第 2 （略） （新設） <u>2 一港検査方式を行う場合には、植物防疫官は、先港で卸下する穀類等を輸入した者（以下「輸入者」という。）又は輸入者から検査の申請、規則第 12 条の措置若しくは法第 9 条第 1 項の措置による消毒等の業務の委任を受けた者（以下「管理者」という。）に、当該先港に本船の入港後遅滞なく、当該穀類等に係る前項の検査申請書のほか、一港検査願（別記様式 1）、荷捌き計画書及び揚げ港別の本船積付け明細書を先港を担当する植物防疫所に提出させ、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者に、先港での検査の前に前項の検査申請書のほか一港検査願を、また、当該後港に本船が入港後遅滞なく荷捌き計画書を後港を担当する植物防疫所に提出させるものとする。</u> 後港を担当する植物防疫所は、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者から検査申請書及び一港検査願が提出されていることを先港を担当する植物防疫所に通報し、一港検査願の写し（ファックスを含む。）を送付する。 （検査の場所） 第 6 検査を行う場所は、当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 1 項第 1 号の港の港域（港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）の別表の第 1 に掲げる港の区域をいう。）内又は当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 2 号及び第 3 号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第 5 ただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。

(検査の方法)

第8 検査は、次の方法により行うものとする。

(1) ハッチ内の検査

検疫有害動植物の付着の有無について、各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査する。

次に当該穀類等の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。

(2) (略)

(合格の基準)

第9 検査の結果、当該穀類等が規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。

(不合格の通知)

第10 植物防疫官は、検査の結果当該穀物等が規程第2条第1項の要件に該当しないと認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、自ら当該穀物等を消毒(くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。)若しくは廃棄(焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2～3 (略)

(検査結果の通報等)

第11 同一本船に積載されている穀類等を2港以上の港に輸入する場合においては、先港における穀類等の検査を実施した植物防疫官は、その結果を遅滞なく後港における検疫を担当する植物防疫所に通報するものとする。

(消毒を行う場所)

第13 (略)

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該穀類等の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき別表に掲げる分散防止の措置を行わせるものとする。

(検査の方法)

第8 検査は、次の方法により行うものとする。

(1) ハッチ内の検査

規程第1条第3項第6号の予備検査として、検疫有害動植物の付着の有無について、各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査する。

次に当該穀類等の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。

(2) (略)

(合格の基準)

第9 検査の結果、当該穀類等が規程第2条の各号に該当すると認められた場合はこれを合格とする。

(不合格の通知)

第10 植物防疫官は、検査の結果、当該穀類等に検疫有害動植物があると認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該穀類等を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。

2～3 (略)

(検査結果の通報等)

第11 同一本船に積載されている穀類等を2港以上の港に輸入する場合においては、先港における穀類等の検査を実施した植物防疫官は、その結果を遅滞なく後港における検疫を担当する植物防疫所にファックスその他の方法で通報するものとする。

(消毒を行う場所)

第13 (略)

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該穀類等の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき別表に掲げる薬剤散布等の措置を行わせるものとする。

る。
3 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第 20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、穀類等輸入認可証明書（別記様式 4 の（イ））を交付することができる。ただし、植物等輸入認可証印（別記様式 4 の（ロ））を押印した第 2 の検査申請書の写しをもって穀類等輸入認可証明書に替えることができる。
(1) ～ (4) (略)

2 一港検査方式を行う場合で、後港に卸下する穀類等について穀類等輸入認可証明書を交付するときは、先港で検査を行った植物防疫官が当該証明書を作成して先港で交付するか、後港を担当する植物防疫所に送付し、後港で交付する。植物等輸入認可証印を押印するときは、後港で第 2 の検査申請書に押印する。

(合格の証明)

第 22 植物防疫官は、第 9 の規定により当該穀類等を合格としたときは、法第 9 条第 5 項及び規則第 19 条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。
2 (略)

別表（第 12 関係）

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(1) 倉庫 48 時間くん蒸 (略)

検疫有害動物の種類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めされた米、麦、えんどう、 <u>カ</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

する。
3 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第 20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、穀類等輸入認可証明書（別記様式 4 の（イ））を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印（別記様式 4 の（ロ））を押印した第 2 の検査申請書の写しをもって穀類等輸入認可証明書に替えることができる。
(1) ～ (4) (略)

2 一港検査方式を行う場合で、後港に卸下する穀類等について穀類等輸入認可証明書を交付するときは、先港で検査を行った植物防疫官が当該証明書を作成して先港で交付するか、後港を担当する植物防疫所に送付し、後港で交付する。植物輸入認可証印を押印するときは、後港で第 2 の検査申請書に押印する。

(合格の証明)

第 22 植物防疫官は、第 9 の規定により当該穀類等を合格としたときは、法第 9 条第 4 項及び規則第 19 条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。
2 (略)

別表（第 12 関係）

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(1) 倉庫 48 時間くん蒸 (略)

検疫有害動物の種類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めされた米、麦、えんどう、 <u>コ</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

カオ豆、 コブラ、 コーヒー 豆、こし ょう等 （粉状及 びかす状 のものを 除く。）に 付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)倉庫 72 時間くん蒸 (略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、 <u>カ カオ豆</u> 、 コブラ、 コーヒー 豆、こし ょう等 （粉状及 びかす状 のものを 除く。）に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

プラ、 <u>コ ブア豆</u> 、 コーヒー 豆、こし ょう等 （粉状及 びかす状 のものを 除く。）に 付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)倉庫 72 時間くん蒸 (略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、コ ブラ、 <u>コ ブア豆</u> 、 コーヒー 豆、こし ょう等 （粉状及 びかす状 のものを 除く。）に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 倉庫 24 時間くん蒸

(略)

(略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、 <u>カ カオ豆</u> 、 コブラ、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に 付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) ～ (8) (略)

付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 倉庫 24 時間くん蒸

(略)

(略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、コ ブラ、 <u>コ ア豆</u> 、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に 付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) ～ (8) (略)

〔注〕 1～4 （略）

5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表に掲げる薬量の 2 倍の薬量を用いるものとする。

6 穀類等の温度が 5 度未満の場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10 度未満」の欄に掲げる薬量の 15%増の薬量を用いるものとする。

7 （略）

8 （1）、（2）及び（3）において、穀類等の収容比が $0.03\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、カカオ豆、コブラ、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）」の項のうち穀類等の収容比「 $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満」の項に掲げる薬量を用いるものとする。

9 （略）

別記様式 4 （第 20 関係）

（イ） （略）

（ロ）

（削る。）

〔注〕 1～4 （略）

5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表に掲げる薬量の 2 倍の薬量を用いるものとする。

6 穀類等の温度が 5 度未満の場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10 度未満」の欄に掲げる薬量の 15%増の薬量を用いるものとする。

7 （略）

8 （1）、（2）及び（3）において、穀類等の収容比が $0.03\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）」の項のうち穀類等の収容比「 $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満」の項に掲げる薬量を用いるものとする。

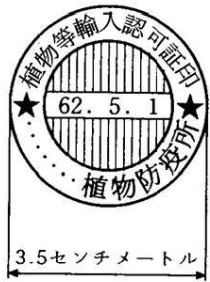
9 （略）

別記様式 4 （第 20 関係）

（イ） （略）

（ロ）





備考

(1) (略)

(2) 数字は、検査年月日を表すものとする。

(新設)

備考

(1) (略)

(2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。